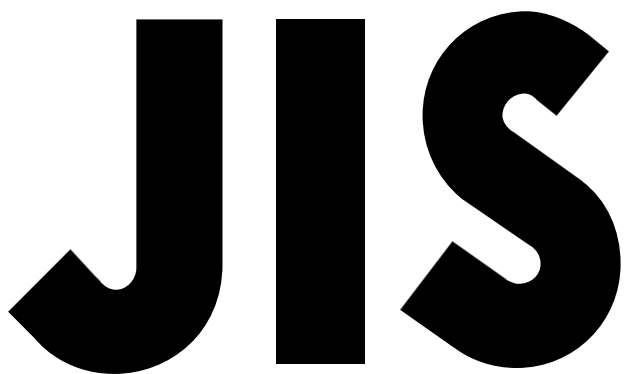




クレーンー分類及び等級ー第 1 部：一般

JIS B 8822-1 : 2021

(ISO 4301-1 : 2016)

(JCA/JSA)

令和 3 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
	秋 山 進	元株式会社デンソー（公益社団法人自動車技術会）
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈 良 広 一	長野計器株式会社
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	久 田 真	東北大学
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 13.2.20 改正：令和 3.3.25

官 報 掲 載 日：令和 3.3.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本クレーン協会

(〒136-0082 東京都江東区新木場 1-11-7 TEL 03-5569-1911)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111（代表）] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 記号	2
5 分類及び等級の使用法	2
5.1 一般	2
5.2 契約上の分類及び等級の使用	2
5.3 設計上の分類及び等級の使用	2
6 クレーン全体としてのクレーン使用条件の分類及び等級	3
6.1 一般	3
6.2 クレーンの作業サイクルの総数	3
6.3 負荷等級	4
6.4 等級 A	5
6.5 平均変位	6
7 部品及び機械装置の分類及び等級	8
7.1 一般	8
7.2 部品の作業サイクルの総数	9
7.3 負荷等級	9
7.4 等級 A _c	9
7.5 平均変位	9
7.6 作業サイクル当たりの加減速回数	9
7.7 応力履歴	10
附属書 A (参考) 平均変位の例	11
附属書 B (参考) M 等級変換の手引き	12
解 説	14

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本クレーン協会（JCA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8822-1:2001** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

クレーン—分類及び等級—第 1 部：一般

Cranes—Classification—Part 1: General

序文

この規格は、2016 年に第 3 版として発行された **ISO 4301-1** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、クレーン及びその機械装置において、主に次の使用条件に対する等級を一般的に規定する。

- クレーンの指定された設計寿命内に実行される作業サイクルの総数
- 取り扱われる荷重の相対頻度を表す荷重スペクトル係数
- 巻上げ、旋回などの平均変位

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4301-1:2016, Cranes—Classification—Part 1: General (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0146-1 クレーン—用語—第 1 部：一般

注記 対応国際規格における引用規格：**ISO 4306-1, Cranes—Vocabulary—Part 1: General**

JIS B 0146-2 クレーン—用語—第 2 部：移動式クレーン

注記 対応国際規格における引用規格：**ISO 4306-2, Cranes—Vocabulary—Part 2: Mobile cranes**

JIS B 0146-3 クレーン用語—第 3 部：タワークレーン

注記 対応国際規格における引用規格：**ISO 4306-3, Cranes—Vocabulary—Part 3: Tower cranes**

JIS B 0146-5 クレーン用語—第 5 部：天井走行クレーン及び橋形クレーン

注記 対応国際規格における引用規格：**ISO 4306-5, Cranes—Vocabulary—Part 5: Bridge and gantry cranes**